⑶　高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ　割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ　割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ　実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ　適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ　事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

⑷　西日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

対距離制区間と他の会社が管理する高速自動車国道（均一制区間を除く。）を連続して通行する場合の料金の額は、⑴①イ(ハイ)　Ａに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の１キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を１回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第３条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

⑸　その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に届け出るものとする。

［３］料金の徴収期間

平成18年４月１日から平成62年８月27日までとする。

２．一般国道31号（広島呉道路）に係る料金の額及び料金の徴収期間

［１］料金の徴収区間

| 路線名 | 料金の徴収区間 |
|---|---|
| 一般国道31号（広島呉道路） | 広島市から呉市まで |

［２］料金の額

⑴　料金の額

①　各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税（以下「消費税」という。）の税率とその率に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税（以下「地方消費税」という。）の税率を乗じた率との合算値に１を加算した値（以下「消費税率」という。）を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

仁保インターチェンジから坂インターチェンジまでの区間

| 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 |
|---|---|---|---|---|
| 145.632 | 194.175 | 242.719 | 339.806 | 582.525 |

坂インターチェンジから呉インターチェンジまでの区間

軽自動車等

| | 天応 | 呉 |
|---|---|---|
| 坂 | 291.263 | 533.981 |

普通車

| | 天応 | 呉 |
|---|---|---|
| 坂 | 339.806 | 679.612 |

中型車

| | 天応 | 呉 |
|---|---|---|
| 坂 | 339.806 | 679.612 |

大型車

| | 天応 | 呉 |
|---|---|---|
| 坂 | 533.981 | 1,019.418 |

特大車

| | 天応 | 呉 |
|---|---|---|
| 坂 | 922.331 | 1,844.661 |

㈱　上表の自動車の種類は、別添１－１のとおりとする。

②　消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

イ　①に定める方法により算出した額と平成26年３月31日時点の料金の額（以下「従前の額」という。）との差額が10円以上となる場合には、従前の額に1.05で除した額に消費税率を乗じ、切り捨てにより10円単位の端数処理を行った額を適用する。

ロ　イにより調整された、坂インターチェンジから呉インターチェンジの料金の額(以下「調整後額」という。)が、坂インターチェンジから天応インターチェンジの料金の額と天応インターチェンジから呉インターチェンジの料金の額を合算した額（以下「調整後上限額」という。）を超える場合は、調整後額を調整後上限額と同額にするものとする。

⑵　割引制度

①　マイレージ割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。